

降格処分訴訟 上告の提起

否決

賛成少数

定例会&臨時会

特集

降格処分の説明などを求める決議

内容

「町長に対して、人事権の行使に当たって違法な裁量権の濫用による地方公務員法違反についての説明と元職員の名誉回復を求める決議」が小西議員から提出された。

提案者説明

平成18年8月の町長の人事処分は裁量権の乱用で違法だと大阪高等裁判所で確定したため、町長は公式に謝罪し、元職員の地位と名誉を回復すべきである。

質疑

問 「地方公務員法違反が確定した」とは。最高裁の判決で確定になるのでは。

答 地方公務員法27条で違法だと大阪高裁で判決が下されている。

問 町長の責務上、どこまで元職員に対して名誉を回復しなければならないのか。

答 大阪高裁が認めた精神的苦痛に対する慰謝料100万円を支払い、謝罪すべきである。

問 「人事処分は、本人から十分な意見を聞かないままの人事行使」とあるが。

答 これは裁判の争点で、資料の判決文には「十分に意見を聴かないまま降格させたのは人事権の濫用である」と記載されている。

問 本人からの降格願いで降格したのでは。

答 6級から4級への降格が問題であると大阪高裁の判決文にある。

上告費用、損害賠償金補正予算を否決

大阪高等裁判所判決による仮執行に備えて降格処分の慰謝料100万円と遅延損害金30万円を増額するなど160万円増の一般会計補正予算は、賛成少数で否決した。

討論

反対討論

▶裁判が確定したとあるが上告を断念しない限り確定ではない。文章にも不備がある。

▶事件の発端である元統括が自ら降任願いを提出した、という文言がない。

賛成討論

▶町長の誤った判断によって降格され、名誉を著しく傷つけられた元職員に対し謝罪をすべきである。

▶地方公務員法違反に対する町長自らの責任について説明を求める。

結果

賛成少数

否決

訴訟までの経過

平成18年 8月	降任希望の申し出に基づき町が降格人事異動を発令
平成18年 9月	元職員が公平委員会に不利益処分に関して審査請求
平成20年 3月	公平委員会で審査請求を棄却
平成20年 9月	元職員が公平委員会に再審請求
平成20年11月	公平委員会で再審請求を却下
平成21年 3月	元職員が神戸地裁に行政処分取消請求を提訴
平成22年 3月	神戸地裁で請求を棄却(町が勝訴)
平成22年 4月	元職員が大阪高裁に行政処分取消請求控訴
平成22年12月	大阪高裁で神戸地裁判決を取り消し請求500万円のうち100万円の支払い命令(町が一部敗訴)

一般会計補正予算の再議、否決の通り決定

一般会計補正予算160万円増の否決に伴い、慰謝料など義務的な経費130万円が削除されたことにより同補正予算が再議に付され、賛成多数で先の議決(否決)の通り決定した。義務的な経費については予算計上される。

再議とは 再議には、①一般的拒否権として議会の議決が長の意思、政策に反する場合、②特別拒否権として瑕疵ある議決など特定の限定された事由がある場合、の2つがある。今回は②の再議で、義務的経費に関する収支を執行できない議決に対するものです。

降格処分訴訟で最高裁に上告できず

内容

希望降任制度に基づく降格人事異動をめぐる行政処分取消請求事件に関し、平成22年12月14日に言い渡された大阪高等裁判所の判決(100万円と年5分の遅延損害金など)に対して、最高裁判所の判断を仰ぐことが適切であることから「上告の提起と上告受理の申し立て」を行う。

質疑

問 最高裁への上告は、不服があるだけでは却下される。高裁の判決を覆すだけの法的根拠は。

答 地方公務員法6条、町条例や規則から適法だと判断した。顧問弁護士と協議して進めたい。

問 町の顧問弁護士は、最高裁に上告することについてどのような見解をお持ちなのか。

答 上告に値するとの判断だった。

問 判決に不服だけでは上告できないが、新しい町の言い分はあるのか。

答 これから弁護士と相談する。論点や問題など今後の戦術を議会に諮るものとは考えていない。

問 誰が最高裁に上告すると決めたのか。誰か反対しなかったのか。

答 顧問弁護士と協議して決めた。反対はなかった。

問 裁判に掛かった経費はどれくらいか。

答 公平委員会で費用は103万円、地裁と高裁は計70万円弱。今回の上告で本年度20万円~26万円を見込んでいる。

11月30日臨時会

教育委員会委員に北林氏を再任

平成22年12月7日に任期が満了する教育委員会委員について、北林千鶴子氏(宮北)の再任に同意した。任期は4年。

討論

反対討論

▶高裁判決は、審議を尽くした内容で尊重すべきである。

▶最高裁で争い得る法的根拠、争点が明確ではない。

▶最高裁に上告する場合、判決に判例違反や法令解釈に重要な事項を含む理由がないといけませんが、明確な答えはなかった。

賛成討論

▶元統括本人が降任願いを提出しており、最高裁の判断を仰ぐのが妥当である。

▶これまでに公平委員会では審査請求の棄却、神戸地裁では取消請求の棄却であったが、今回の高裁では町の敗訴。このように裁判では二転三転することから、最高裁に委ねるべきだ。

結果

賛成少数

否決

職員給料・賞与引き下げる条例改正を可決

民間の支給実績と均衡を図るため、おおむね40歳以上の職員の給料月額引き下げ、期末手当・勤勉手当の支給割合0.2カ月引き下げなどを行う条例改正を賛成多数で可決した。

はりま病院の訴訟問題で事務検査を決議

はりま病院建築工事を進めている日本テルペン化学(株)土山工場跡の町有地で、コンクリートガラや黒色土など産業廃棄物が平成22年4月に見つかり、その処理費用をめぐる特定医療法人社団仙齡会から損害賠償請求をされている問題について、永谷議員が事務検査に関する決議を提案した。訴訟に至るまでの経過報告と訴状に関する書類の提出を求めるもので、賛成多数で可決した。